

## 届出

PRTR制度に基づき、以下の3つの要件をすべて満たす事業者は、事業活動等に伴い環境に排出された対象化学物質の「排出量」及びその処理のため事業所外に移動された対象化学物質の「移動量」について、事業所ごとに都道府県等(豊田市内にあっては豊田市役所)に届出が必要です。

排出量
1. 大気への排出
2. 公共用水域への排出
3. 当該事業所における土壤への排出
4. 当該事業所における埋立処分

移動量
1. 下水道への移動
2. 当該事業所外への移動

### [要件1] 24業種(平成29年度末)

- |                                |                                 |                                 |                                |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 金属鉱業     | <input type="radio"/> 原油・天然ガス鉱業 | <input type="radio"/> 製造業       | <input type="radio"/> 電気業      |
| <input type="radio"/> ガス業      | <input type="radio"/> 熱供給業      | <input type="radio"/> 下水道業      | <input type="radio"/> 鉄道業      |
| <input type="radio"/> 倉庫業      | <input type="radio"/> 石油卸売業     | <input type="radio"/> 鉄スクラップ卸売業 | <input type="radio"/> 自動車卸売業   |
| <input type="radio"/> 燃料小売業    | <input type="radio"/> 洗濯業       | <input type="radio"/> 写真業       | <input type="radio"/> 自動車整備業   |
| <input type="radio"/> 機械修理業    | <input type="radio"/> 商品検査業     | <input type="radio"/> 計量証明業     | <input type="radio"/> 一般廃棄物処理業 |
| <input type="radio"/> 産業廃棄物処分業 | <input type="radio"/> 医療業       | <input type="radio"/> 高等教育機関    | <input type="radio"/> 自然科学研究所  |

- [特別要件施設]
- 鉱山保安上の関連施設
  - 下水道終末処理施設
  - 一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
  - ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

### [要件2] 従業員数

- 事業者全体として常時使用される従業員の数が21人以上

### [要件3] 年間取扱量

- ① いざれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上の事業所
- ② いざれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上の事業所
- ③ 特別要件施設の事業所

## 届出期間・方法

### [届出期間] 毎年度4月1日～6月30日

- 算出・把握した排出量・移動量を事業所の所在地を所管する都道府県等(豊田市内にあっては豊田市役所環境保全課)に届出

### [届出方法]

- ① 電子届出(推奨)
- ② 磁気ディスク届出
- ③ 書面による届出(2部提出)

## 参考：電子届出の流れ

- 準備**  
電子情報処理組織使用届出書の提出(提出先：豊田市役所環境保全課)  
ユーザーID・パスワード等の受領
- ▼
- 届出**  
PRTR届出システム(<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>)にログイン  
届出書の作成、提出
- ▼
- 照会**  
(届出内容に疑義がある場合のみ)  
照会に対する処理(回答、修正、破棄)

## 県条例に基づく届出

豊田市内の事業所では、化管法に基づく届出に合わせて、愛知県条例(県民の生活環境の保全等に関する条例)に基づく届出も必要です。

### [目的]

公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の生活を保護し、県民の生活環境を保全すること。

### [対象事業所]

化管法の届出要件と同じ。

ただし、特別要件施設のみを有する事業所については県条例に基づく届出は不要。

### [届出内容]

特定化学物質(化管法の第一種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質と同じ462物質)の取扱量

注：化管法で届出の対象となるのは排出量及び移動量

### [届出期間・方法・届出先]

#### [届出期間] 每年度4月1日～6月30日(PRTR届出と同じ)

#### [届出方法]

- ① 書面による届出(2部提出)
- ② 電子届出

#### [届出先]

豊田市内にあっては豊田市役所環境保全課

## 年間取扱量の考え方

$$\text{年間取扱量} = \text{年間製造量} + \text{年間使用量}$$

$$\text{年間使用量} = \text{年間購入量} + \text{年度当初在庫量} - \text{年度末在庫量}$$

### 年間製造量：化学反応、精製等で作り出された化学物質の量

例：化学反応で作り出された化学物質については、クラフトパルプ漂白時に付随して生成されるクロロホルムがあげられ、精製で作り出された化学物質については、廃シンナー等の精製によって製造されるトルエン、キシレンがあげられます。また、六価クロム化合物を使用する過程で、三価クロムが副生されるような副生成の場合も製造としてとらえます。

### 年間使用量：原材料、資材等として用いた化学物質の量

化学物質の量 = 資材等(製品)量 × 含有率  
(燃料小売業のように貯蔵タンク等に搬入・搬出のみを行っている場合も該当します。)

## C 管理書の作成・提出

県条例では、一定の化学物質取扱事業者は事業所ごとに特定化学物質等を適切に管理するために講ずる措置を定め、当該措置を記載した『特定化学物質等管理書』を作成し、提出する義務を課しています。

### [要件]

県条例に基づく届出対象事業所のうち、1事業所において従業員数が21人以上の事業者

### [記載内容]

- ① 方針及び管理計画
- ② 化学物質の名称
- ③ 取扱施設における管理方法
- ④ 管理組織
- ⑤ 事故の予防及び事故発生時の措置

### 届出期間等

### [提出期間]

- 新たに該当となった場合は、該当した日から6か月以内
- 内容変更の場合は変更後速やかに

### [提出先]

- 豊田市役所 環境保全課